

消費税率の引き上げに伴う保険料の改定等について(ご案内)

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

10月1日に消費税率の引き上げが予定されていますが、これに伴う住宅瑕疵保険の保険料の改定と、現場検査料や住宅瑕疵保険以外の各種商品に適用する消費税率の取扱いについて、ご案内します。

1. 住宅瑕疵保険

○ 保険料(非課税)

10月1日付で、新税率を反映した料金改定を行い、改定日以降の申込みに適用します。保険料の詳細は、帳票ダウンロードページにある各保険料表でご確認ください。

○ 現場検査料

現場検査料については3月28日と5月10日付のトピックスでもご案内しておりますが、保険の申込時期に応じて次のとおり取り扱います。

申込時期	消費税の取扱い
4月から9月の間	8%の税率でお支払いいただき、現場検査の最終適合日が10月以降となった物件について、10%との差額を追加でお支払いいただきます。
10月以降	10%の税率でお支払いいただきます。

(注) 3月までの申込物件に対しては、現場検査の最終適合日に関係なく8%の税率が適用されるため、差額の調整は行いません。

【参考】住宅かし保険の現場検査料と差額(1回あたり)

延べ床面積	税抜	税込(8%)	税込(10%)	差額
100㎡未満	11,000	11,880	12,100	220
100㎡以上 125㎡未満	12,580	13,586	13,838	252
125㎡以上 150㎡未満	17,580	18,986	19,338	352
150㎡以上 500㎡未満	22,580	24,386	24,838	452
500㎡以上 2000㎡未満	31,000	33,480	34,100	620
2000㎡以上 5000㎡未満	47,380	51,170	52,118	948
5000㎡以上	76,600	82,728	84,260	1,532

2. 住宅瑕疵保険以外の各種商品

各種保険商品の現場検査料と同様に、9月30日までに申し込まれた物件については、一旦8%の税率でお支払いいただき、役務完了が10月以降となった場合に10%との差額を追加でお支払いいただきます。

対象商品

地盤保証、長期優良住宅技術的審査、設計住宅性能評価、建設住宅性能評価、フラット35適合証明、低炭素建築物の技術的審査、BELS評価、現金取得者向け対象住宅証明、次世代住宅ポイント対象住宅証明、住宅履歴情報蓄積サービスなど

以上